

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20170510	有限会社 太幸運輸 法人番号(3240002 038607) 代表者大石洋子	広島県福山市神辺町湯野 1111-7	本社営業所	広島県福山市神辺町湯野 1111-7	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成26 年9月9日及び同年9月22日に監査実施。11 件の違反が認められた。(1)事業計画の変更 認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行 規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基 準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)健康 状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項) (4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第 1項及び第2項)(5)点呼の記録事項義務違 反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録 事項義務違反(安全規則第8条)(7)運転者台 帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5 第1項)(8)運転者に対する指導監督違反(安 全規則第10条第1項)(9)運転者に対する指 導監督の記録違反(安全規則第10条第1項) (10)特定の運転者に対する指導監督違反 (安全規則第10条第2項)(11)特定の運転者 に対する適性診断受診義務違反(安全規則第 10条第2項)	3	3
20170510	有限会社 F, K EXP RESS 法人番号(7240002 046358) 代表者藤井和三	広島県福山市西新渡町2 丁目25-35	福山営業所	広島県福山市箕島町581 6-27	輸送施設の使用停止 (100日車)及び文書 警告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項及び第4項	広島労働局長から平成27年7月2日付け広労 発基0702第8号で自動車運転者の労働条件 改善のための通報があったことを端緒として、 平成27年12月10日、同年12月11日及び平 成28年9月5日に監査実施。6件の違反が認 められた。(1)事業計画の変更認可違反(車 庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条 第1項第4号)(2)健康状態の把握義務違反 (安全規則第3条第6項)(3)点呼の記録義務 違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記 録事項義務違反(安全規則第8条)(5)乗務等の記 録事項義務違反(安全規則第8条)(6)運転者 台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第 1項)	10	10
20170512	有限会社松光運送 法人番号(6240002 036905) 代表者浴美喜生	広島県廿日市市宮島町9 50-8	大野営業所	広島県廿日市市梅原1- 6135	文書警告	貨物自動車運送事業 法第9条第3項前段	本社営業所の監査の際に大野営業所に配置 する車両の数違反が確認されたことを端緒と して、平成29年5月12日に監査実施。1件の違 反が認められた。(1)事業計画事前変更届出 違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事 業法施行規則第6条第1項第1号)	0	0

20170516	長尾運輸 株式会社 法人番号(4260001014845) 代表者高橋孝治	岡山県倉敷市玉島長尾417	本社営業所	岡山県倉敷市玉島長尾字土手根417	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	岡山労働局長から自動車運転者の労働条件改善のための通報があったことを端緒として、平成28年6月24日に監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	3	3
20170518	長和運送 株式会社 法人番号(5250001013327) 代表者長和峻平	山口県岩国市本郷町本郷1740番1地	大竹営業所	広島県大竹市港町二丁目7番22号	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項及び第4項	広島県公安委員会から無免許運転等をしていただとの道路交通法第108条の34の規定による通知を受けたことを端緒として、平成28年4月20日及び同年6月23日に監査実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画事前変更届出違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)乗務時間等の基準なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(4)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(11)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(12)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(13)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
20170519	御影建設工業 株式会社 法人番号(7250001009298) 代表者八塚和弘	山口県周南市大字徳山2765-3	本社営業所	山口県周南市大字徳山2765-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	最高速度違反行為に係る道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数が過去1年間で3件に達したため、平成29年5月19日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条)	0	0

20170523	株式会社丸運トランス ポート西日本 法人番号(3260001 014103) 代表者熊川和孔	大阪府大阪市西淀川区大 和田2丁目3-18	倉敷営業所	岡山県倉敷市松江3丁目 2-50	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	岡山労働局との合同監査対象として選定され たことを端緒として、倉敷労働基準監督署と合 同で平成28年10月13日に監査実施。6件の 違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2 項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条 第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規 則第7条第5項)(5)整備管理者の研修受講 義務違反(安全規則第15条)(6)運行管理者 の講習受講義務違反(安全規則第23条第1 項)	5	5
20170523	杉本運送 株式会社 法人番号(2250001 015193) 代表者杉本幸夫	山口県山陽小野田市大字 小野田450番地7	本店営業所	山口県山陽小野田市大字 小野田450番地7	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	運行管理状況等について情報提供があったこと を端緒として、平成28年11月1日及び同年 11月16日に監査実施。6件の違反が認めら れた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規 則)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反 (安全規則第7条第5項)(3)点呼の記載事項 義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等 の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項) (5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)(6)点検整備記録簿の記 載事項義務違反(安全規則第13条本文関 係、第2号)	2	2
20170523	山陰建設輸送 株式会 社 法人番号(1280001 002405) 代表者藤井顕一	島根県安来市今津町657 -1	安来営業所	島根県安来市今津町657 -1	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	「その他の道路交通法の違反行為」に係る道 路交通法第108条の34の規定に基づく通知 件数が過去1年間で3件に達したため、平成2 9年5月19日に監査実施。1件の違反が認め られた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1 項)	0	0
20170524	山陰福山通運 株式会 社 法人番号(3280001 002849) 代表者八田弘明	島根県松江市東津田町1 247	益田営業所	島根県益田市高津七丁目 22番6号	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	平成29年4月6日死亡事故を惹起したことを 端緒として、平成29年5月10日に監査実施。 1件の違反が認められた。(1)点呼の記録事 項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条第5項)	0	0
20170531	西部運輸 株式会社 法人番号(1240001 031060) 代表者田口哲士	広島県福山市箕沖町105 -17	広島支店	広島県廿日市市宮内工業 団地1-1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	酒気帯び運転による単独事故を惹起したとの 報告があったことを端緒として、平成28年1月 14日に監査実施。3件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第 3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規 則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)運転 者に対する指導監督違反(安全規則第10条 第1項)	6	2